

VEGA 利用設置規約

第 1 条（総則）

飛驒信用組合(以下「当組合」という)の加盟店(以下「甲」という)および当組合専用の信用照会端末(以下「VEGA」という)を接続する加入電話契約者(以下「乙」という)は、VEGA の設置、利用および取り外しに関して、VEGA 利用設置規約(以下「本規約」という)に従うことを承認し、これを遵守するものとします。

第 2 条（利用目的）

甲および当組合は、VEGA を利用し、甲が加盟店契約を有するクレジットカード会社のうち当組合が VEGA の利用を認めたもの(以下「利用カード会社」という)の加盟店規約等(以下「各社の加盟店規約等」という)に基づいて行なわれる信用販売に係る取扱いを自動化することにより、クレジットカード等取扱い事務の合理化および軽減化を図ることを目的とします。

第 3 条（貸与）

1. 甲および乙が VEGA を設置および利用する場合は、当組合に申込みものとし、当組合が適格と認めたとき、当組合は甲に VEGA を設置し貸与するものとします。
2. 当組合が甲に設置する VEGA は、当組合が指定したメーカーが製造した VEGA とし、その選定は当組合が行なうものとします。
3. 設置した VEGA は、理由・名目の如何を問わず、当該 VEGA の利用が終了した時点にて、当組合に返還するものとします。

第 4 条（情報登録）

1. VEGA に登録する情報の設定、変更および抹消は、当組合および利用カード会社が行なうものとします。
2. 当組合および利用カード会社が甲に対し、VEGA に登録する情報の設定操作(以下「DLL 操作」という)を依頼した場合は、甲は VEGA の所定の操作手順により DLL 操作を行なうものとします。
3. 当組合および利用カード会社は、一定期間以上利用が確認できない VEGA について、データの漏洩等を阻止する必要上、登録している情報を抹消できるものとします。

第 5 条（諸費用の負担および支払い）

1. 甲および乙は、VEGA の設置、利用、保管および取り外しに係る費用を別表に定めるとおり負担するものとします。
2. 甲および乙は、その負担する費用について連帯して支払いの責任を負うものとし、当組合が別途定める期日および所定の方法により支払うものとします。
3. 甲がその負担する費用の支払いを怠った場合、当組合は、当該費用に係る債権と甲が加盟店

規約上当組合に対して有する債権を、対当額にて相殺することができるものとします。

第6条（利用および保管に関する義務）

1. 甲および乙は、本規約および操作マニュアル等に従い、善良なる管理者の注意をもって、VEGAの利用および保管をするものとします。
2. 甲は、当組合および利用カード会社の会員に対して信用販売を行う場合は、原則として全てVEGAを利用して行なうものとします。
3. 甲および乙は、VEGAに異常または故障が発生した場合は、速やかに当組合が指定した連絡先に連絡のうえ修理し、VEGAが常に正常に稼動する状態に保つものとします。
4. 甲および乙は、当組合が指定した以外の者に、VEGAの修理または改造等をさせないものとします。

第7条（会員の本人確認と売上票の確認）

1. 甲は、VEGAの取扱いにあたり、VEGAより暗証番号の入力を要求された場合は、所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、VEGAの照合結果から、正しい暗証番号が入力された事を確認のうえ、信用販売を行なうものとします。
2. 甲は、VEGAの取扱いにあたり、VEGAより暗証番号の入力を要求されず、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法により本人確認が実施された場合は、正しい処理がされたことを確認のうえ、信用販売を行なうものとします。
3. 甲は、VEGAの取扱いにあたり、VEGAより暗証番号の入力を要求されず、かつVEGA売上票に会員署名欄がある場合は、会員に署名を求め、カード記載の署名と同一であることを確認のうえ、信用販売を行なうものとします。
4. 甲は、VEGA売上票について、会員番号、売上金額および支払区分等の記載を確認し、取扱内容に誤りがないことを確認するものとします。

第8条（会員の暗証番号失念時等の対応）

甲は、前条の方法による信用販売に際し、会員が自己の暗証番号を失念していた場合等には、当該カード会社へその旨を電話連絡のうえ、その指示に従うものとし、指示を受けずにインプリンター処理等で売上処理を行わないものとします。

第9条（メッセージおよび手続き）

1. 甲はVEGAの表示画面（以下「表示画面」という）またはVEGAから自動的に発行される売上票（以下「VEGA売上票」という）に表示されたメッセージ（以下「メッセージ」という）を遵守し、メッセージに基づき処理または、当該カード会社へ連絡し、その指示に従うものとします。
2. 甲は、メッセージが「ホリユウ」、「カードガイシャニオトイアワセクダサイ」、「シテイサレタレンラクサキヘTELネガイマス」等の場合、当該カード会社へ連絡しないままインプリンター処理等で売上処理を行わないものとします。

3. 甲は、メッセージが「ジコカード」または「ムコウカード」の場合には、当該カードを回収のうえ、当該カード会社へ至急連絡し、その指示に従うものとします。

第 10 条（日計表の出力および照合）

1. 甲は、原則として販売日ごとに、所定の手続きにより VEGA から日計表を出力するものとします。
2. 甲は、前項の日計表の信用販売件数および金額と、当日の VEGA 売上票を突き合わせ（以下「日計照合」という）、同一であることを確認するものとします。

第 11 条（日計照合の不一致）

日計照合を行った結果、甲と当組合もしくは利用カード会社との間で、信用販売の件数または金額が不一致の場合、甲は不一致の原因を究明し、当組合もしくは当該カード会社にその結果を報告するものとします。

第 12 条（売上票保管および提出の義務）

1. 甲は、甲と当組合または当該カード会社の間で定められた規定に従い、売上票を所定の方法により保管または提出するものとします。
2. 甲は、当該カード会社から当該信用販売について照会があった場合は、速やかに VEGA による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みの VEGA 売上票を当該カード会社に提出するなど、信用販売の事実を証明するものとします。

第 13 条（売上票到着と同一効力の発生時期）

1. 甲が VEGA を利用し、日計照合により確認された当該カード会社の会員に対して行なった信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、VEGA より当組合経由でカード会社へのバッチ伝送により到着した売上データに基づくものとし、VEGA による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みの VEGA 売上票が当該カード会社に到着したものとみなします。
2. VEGA 売上票到着と同一の効力は、売上データを当組合から当該カード会社にバッチ伝送する場合は、売上データが到着したときをもって、当該信用販売分について発生するものとします。ただし、誤操作等により当該カード会社で確認されている信用販売の件数または金額と異なった場合は、この限りではありません。

第 14 条（信用販売代金の精算）

VEGA による信用販売代金の精算は、前条2項の効力の発生をもって、各社の加盟店規約等に定める方法によるものとします。

第 15 条（効力の取消し）

1. 甲が、第 12 条に基づく VEGA による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みの VEGA 売上票を提出できない場合は、当該売上票の第 13 条の効力は、当然取り消されるものとします。甲は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当該カード会社に返還するものとします。
2. 当組合および利用カード会社は、本条 1 項の返還の代わりに、甲に支払う他の信用販売代金の精算分にて相殺できるものとします。

第 16 条（障害時の手続き）

1. 甲は、VEGA の利用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、VEGA の利用を中止し、当組合に報告するものとします。
 - (1) VEGA が故障した場合
 - (2) データセンターまたはネットワークに障害が発生した場合
 - (3) 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
 - (4) カードの読み取りができず、VEGA が利用できない場合
2. 前項の場合、甲は当該カード会社に電話連絡をし、その所定の方法に従い処理するものとします。

第 17 条（情報の利用および登録など）

甲および乙は、当組合宛の端末設置申込書に記載された甲および乙ならびにその代表者等に係る情報（以下「加盟店情報」という）が、当組合以外の利用カード会社、端末メーカーに通知されることに予め同意するものとします。

第 18 条（通知義務）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、1 ヶ月前までに当組合に対し書面または当組合所定の方法により通知するものとします。

- (1) 店舗改装等により、VEGA の利用を一時中止し、または一時取り外す場合
- (2) VEGA の利用店舗が移転または変更となる場合
- (3) 甲の業種または取扱商品の変更がある場合
- (4) 電話回線（電話番号）、加入電話契約者または電話回線の種別を変更する場合

第 19 条（禁止事項）

甲および乙は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。

- (1) VEGA 登録情報を他に漏らすこと
- (2) VEGA を甲以外のものに譲り渡したり、利用させること
- (3) 当組合および利用カード会社以外のカード会社のために VEGA のクレジットカード処理機能

を利用すること

(4) VEGA の占有を甲以外の者に移転すること

第 20 条 (VEGA の取り外し)

1. 当組合は、甲または乙と当組合または利用カード会社との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲および乙の承諾なしに、いつでも VEGA を取り外して回収することができるものとします。
 - (1) 甲または乙が本規約上の義務を怠り、または本規約に違反した場合
 - (2) 甲または乙の信用状態に重大な変化が生じたと当組合が認めた場合
 - (3) 甲または乙が VEGA の接続されている加入電話を他に譲渡した場合
 - (4) 甲と当組合とが締結している加盟店規約等による契約が解除または解約された場合
 - (5) 甲が 3 ヶ月以上 VEGA を利用していない場合および、VEGA の利用に係る費用の支払いが 3 ヶ月以上滞った場合
 - (6) その他、当社が VEGA の設置を不相当と認めた場合
2. 甲または乙は、3 ヶ月前までに当組合に対し書面または当組合所定の方法により申し出る事により、VEGA を取り外し、利用を中止することができるものとします。ただし、取り外した VEGA は、必ず当組合に返還するものとします。

第 21 条 (損害賠償)

甲および乙は、本規約を遵守し、万一これに違反して VEGA を利用もしくは利用させたことにより当組合または利用カード会社に損害を与えた場合は、甲および乙は、連帯してその賠償の責を負うものとします。

第 22 条 (規約の改定および承認)

1. 本同意条項の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
2. 前項による本同意条項の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、通知、告知、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日以降、会員に対し信用販売を行った場合に適用されるものとします。

第 23 条 (本規約の優先適用および規約に定めのない事項)

1. VEGA の設置、利用または取り外しを行う場合は、すべて本規約および操作マニュアル等に基づいて行なうものとします。
2. 本規約に定めのない事項については、各社の加盟店規約等に従うものとします。

第 24 条 (協議事項)

甲と当組合または利用カード会社間で、本規約および各社の加盟店規約等に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲と当該カード会社間で協議のうえ、解決するものとします。

第 25 条(売上データ送付カード会社)

1. VEGA より当組合経由で売上データを伝送するカード会社は、当該カードにつき、甲との間で加盟契約を有するカード会社とします。
2. 会員が提示したカードにつき、前項に従い売上データを送付することのできるカード会社が複数あるときは、売上データの送付先のカード会社は、当組合が指定する利用カード会社とします。ただし、提携カード等一定のカードについては、カード会社間の取り決めにより、異なる取扱いとなる場合があります。

第 26 条 (VEGA MOBILE 端末について)

当組合が指定する無線通信サービスを利用した VEGA MOBILE 端末(以下、「モバイル端末」という。)を利用する場合は、以下が適用されるものとします。

1. 全文において、文中の「加入電話回線」とは、当組合が指定する無線通信サービスの契約回線となります。
2. 全文において、「加入電話契約者」とは、当組合が指定する無線通信サービス契約者となります。
3. 第 16 条 1 項に下記を追記します。
 - (1) モバイル端末の通信圏外または、通信状態が不良でモバイル端末が利用できない場合
 - (2) モバイル端末が使用する無線通信サービスに障害が発生した場合

【別表】

甲または乙が負担する費用

	費用	内容
(1)	回線の設置基本料、通信料、通話料	①接続回線を新たに設置する場合はそれに要する一切の費用 ②接続回線の使用に係る基本料・通話料
(2)	端末の利用料	VEGA の利用に係る費用
(3)	VEGA の取り付け費用	VEGA の取り付けに係る標準工事費用
(4)	電源工事および電気料	VEGA で使用する商用電源確保のための工事費用
(5)	その他消耗品の費用	VEGA で使用する消耗品の費用
(6)	移転費用	電話機または VEGA 取り外し費用
(7)	撤去に伴う費用	VEGA 取り外し費用
(8)	滅失・毀損に係る費用	VEGA が滅失、毀損した場合、完全な状態の復元または修理費用

(2020 年 4 月 1 日 改訂)